

研修の実施要件関係	
質 問	回 答
1. 1人の講師が担当する講義の科目数は、3科目を限度とするとあるが、初任者研修課程での科目数は全体で10科目という考え方で良いのか。	1. お見込みのとおりです。くれぐれも講義内容に偏りがないようにし、また、1人の講師に負担がかかり、授業の効果が損なわれないように、注意してください。
2. 科目「⑨こころとからだのしくみと生活支援技術」は時間数が多く、日数も多くなるが、この科目数は同じ講師が何日出講しても科目数は1ということの良いのか。	2. お見込みのとおりですが、あくまでも1人の講師に過剰な負担がかかり講義に支障をきたすことのないよう十分に注意してください。
3. 講師・課程編成責任者・実習担当者の兼務は可能か。また、非常勤でも可能か。	3. それぞれの要件を備えていれば兼務でも非常勤でも可能です。その場合は、業務量に偏りが生じないように注意してください。
4. 「介護職員初任者研修の実施に係る留意事項について」には、本人確認をする際の種類が4つ列挙されているが、いずれか1つ確認できれば良いのか。	4. お見込みのとおりです。いずれか1つの書類等で御確認ください。
実習関係	
1. 科目「①職務の理解」において実習を行った場合、科目「⑨こころとからだのしくみと生活支援技術」において実施する実習時間（12時間に含む）として扱うことは可能か。	1. 科目⑨で実習を実施するよう指定していますので、科目①において、実習を行ったとしても、代用することはできません。
2. 科目①において実習を行う場合は、科目⑨と同様に実習施設関係書類等を全て整えた上で、事業計画書と合わせて提出する必要があるか。その場合の様式等はあるか。	2. 実習を行う場合は、必要書類を提出していただくことになります。（様式第3-7、3-8、3-9号を提出してください。）
3. 「実習」のうちの「訪問通所サービス」は、訪問サービスか通所サービスどちらかで6時間の実習を行えば良いのか。	3. お見込みのとおりです。実習するサービスの1日の業務の流れを把握し、介護職員としての役割を理解するための実習となりますので、訪問系のサービスか通所系のサービスのいずれかを行ってください。
4. 国は実習を必修扱いしていないが、栃木県として実習を必須とするのか。 やる・やらないは各事業者の裁量に任せられるのか。	4. 国の通知では、実習は任意とされていますが、本県においては、介護現場を経験することは重要であること、また、施設や介護の現場に触れることで得られる効果があることから、必須とします。

実習関係		
	質 問	回 答
	5. 旧カリキュラムの在宅提供現場見学実習は行わなくてもいいのか。	5. 科目⑨内で施設サービスと訪問通所サービスをそれぞれ6時間実施することになっています。訪問通所サービスについては、訪問サービスか通所サービスのいずれかを行っていただければ結構です。
	6. 実習は12時間実施するように規定されているが、実習オリエンテーションを含めて良いか。	6. 12時間に含めず、別に行うようにしてください。
指定申請関係		
	1. 教材・備品等一覧表に添付する写真は、実際の会場で机、物品などを配置した上での写真が必要なのか。	1. 原則、配置した写真を提出していただくこととなりますが、リース等で事前に配置できない場合は、配置図を作成し提出してください。 なお、備品が揃った時点で、写真を速やかに提出してください。
	2. 教材・備品等一覧表に記載のある簡易浴槽は、硬質と軟質のいずれか用意すればよいか。	2. 硬質と軟質の両方を用意してください。
	3. 公表すべき情報の中で、講師の略歴、現職について、施設名や病院名、学校名などの名称なども必要かどうか。	3. 「講師情報の略歴・現職・資格」は必須ですので、施設名等の名称は記載してください。
	4. 講師要件の中の在宅福祉サービスと連携した看護師とは、訪問入浴やデイサービスで働いている看護師や、看護師の資格を持った介護支援専門員でも良いのか。	4. あくまでも、講師要件は看護師の業をしていることとなりますので、単に介護支援専門員として勤務している場合は対象外です。また、在宅福祉サービスと連携していれば、勤務形態は問いません。
	5. 指定申請等に係る県が定めた様式について、必要事項を網羅していれば、代用は可能か。	5. 県が規定している様式を使用してください。